

鉄改革完遂！
当たり前の労働運動
を前進させよう！

J R
東海労

静岡

J R東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町 68
NTT 054-284-3608
FAX 054-283-6365
発行責任者 植松昌彦
2017年3月28日 No.16

簡易苦情処理会議の 形骸化に抗議！

なぜ発令を撤回する通知案はないのか！

3月22日、組合員の転勤発令について簡易苦情処理会議を開催しました。会社側委員は、簡易苦情処理会議においてが不当転勤であるか否かの議論を始める前に通知書案[対立したが発令した通りとする]を準備していました。会議が終了し、この通知書案を組合側委員に示しました。組合側委員は、不服とし、「他の案文はないのか」と聞くと「これだけだ」と答えました。問い詰めると、[意見の一致を見た]の案文と、[対立したが発令した通りとする]の文章がない案文があると答えました。さらに、内容を検討するのですべての案文の提示を求めると、案文を示すことを拒否しました。

また、「転勤の発令を撤回する通知案はあるのか」と聞くと「ない」と答えました。会社は、始めから転勤発令を変えないことを前提に、一方的に簡易苦情処理会議を終わらせようとしていたのです。簡易苦情処理会議の形骸化であり、本日「申第10号」を提出し、厳重に抗議してきました。

1. 発令を撤回する通知書案を準備しなかった理由を明らかにすること。
2. 対等の労使関係を維持するため今回の事象について謝罪すること。